

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」北海道訴訟（札幌地裁）・第4回期日（20191225）で提出された書面です。

平成31年（ワ）第267号 損害賠償請求事件

原告 原告番号1ないし6

被告 国

## 証拠説明書5（甲A号証）

—第4準備書面に対応する証拠について—

2019年12月16日

札幌地方裁判所民事第2部合議係 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 加 藤 丈 晴

同 弁護士 綱 森 史 泰

同 弁護士 須 田 布 美 子

同 弁護士 皆 川 洋 美

同 弁護士 上 田 文 雄

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」北海道訴訟（札幌地裁）・第4回期日（20191225）で提出された書面です。

号証	標目	原本 写し の別	作成 年月日	作成者	立証趣旨
甲A 175	論文「明治前期における婚姻法の成立(1)」法律時報14巻1号	写し	1942年 1月	高柳眞三	旧民法制定前の明治前期における婚姻の要件等。
甲A 176	論文「近代日本における妾の法的諸問題をめぐる考察(一)」明治学院大学法学研究102巻	写し	2017年 3月7日	西田真之	旧刑法において妾に関する規定が削除された経緯等。 妾に関する規定の削除理由として、法制局の議案では、妻妾制は我が国の習俗であり従来法律により公認されていたが、これは正妻の権利を妨害し天理に違い人情に反するものであること、外国の法律で認められていない一夫両妻制を公認することは条約改正を行う上での支障となり得ること、刑法上の重婚禁止と抵触し、民法上も難問が生ずるおそれがあることが挙げられたことなど。
甲A 177	書籍『新版注釈民法(21)親族(1)』（抄本）	写し	1989年 12月15日	青山道夫・有地亨編	婚姻法及び戸籍法の沿革等。
甲A 178	書籍『日本法制史』（抄本）	写し	2010年 9月1日	浅古弘ほか編	婚姻法及び戸籍法の沿革等。
甲A 179	論文「日本における『同性愛』のstigmatizationの歴史」精神療法42巻1号	写し	2016年 2月	平田俊明	主に医学上の観点から見た我が国における同性愛者等が置かれてきた社会的地位及びその変遷等。
甲A 180	書籍『性別に違和感がある子どもたち』（抄本）	写し	2017年 6月20日	康純編	主に医学上の観点から見た我が国における同性愛者等が置かれてきた社会的地位及びその変遷等。
甲A 181	論文「セクシュアリティの変容」日米女性ジャーナル17号	写し	1994年 12月	古川誠	明治維新から昭和初頭までの間における我が国における同性愛者等が置かれてきた社会的地位及びその変遷等。
甲A 182	書籍『〈男性同性愛者〉の社会史』（抄本）	写し	2017年 4月5日	前川直哉	大正期における我が国における同性愛者等が置かれてきた社会的地位等。

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」北海道訴訟（札幌地裁）・第4回期日（20191225）で提出された書面です。

号証	標目	原本 写し の別	作成 年月日	作成者	立証趣旨
甲A 183	『民法草案人事編理由書上巻』（早稲田大学リポジトリ [http://hdl.handle.net/2065/10520]掲載の書写資料）（抄本）	写し	1888年頃	熊野敏三	旧民法人事編第1草案の起草者による草案の理由説明の内容。 男女の自由な結合関係とは異なる法律婚の制度を設ける理由として、男女の関係に高尚な徳義の性質を与えること、男女の関係が確定されなければ社会上の紛争混乱が生ずることが挙げられていたこと。 同性間の婚姻について、婚姻は男女の結合であるから、同性間の婚姻が不成立であることは当然であり、このことを法律中に明示する必要はないとの説明がなされていたこと。
甲A 184	論文「民法七四二条・八〇二条（婚姻無効・縁組無効）」 広中敏雄・星野英一編『民法典の百年IV』所収	写し	1998年 10月30日	前田陽一	旧民法人事編の起草に当たり、諸外国（フランス、イタリア、ベルギー、オランダ、デンマーク、スイス、アメリカ、ロシア、イギリス）の立法が参照されたこと。
甲A 185	書籍『新注釈民法（17）親族（1）』（抄本）	写し	2017年 10月20日	二宮周平編	婚姻法及び戸籍法の沿革等。
甲A 186	書籍『民法正義人事編卷之壱』（抄本）	写し	1890年	熊野敏三・岸本辰雄	旧民法人事編第1草案の起草者による法律解説の内容。 法文上、子を産む能力を欠くことは婚姻障害事由とされておらず、法理上も、婚姻は両心の和合を性質とするものであり、子を産む能力は必要不可欠の条件ではないことから、老年等により子を産む能力を欠くことは婚姻の障害とはならない旨が説明されていること。
甲A 187	書籍『色情狂編』（抄本）	写し	1894年 5月17日	クラフト＝エビング著・日本法医学会訳	同性愛等を病理であるとするドイツの精神科医クラフト＝エビングの『性的精神病質』（1886年刊）が邦訳されて我が国でも紹介されたこと。

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」北海道訴訟（札幌地裁）・第4回期日（20191225）で提出された書面です。

号証	標目	原本 写し の別	作成 年月日	作成者	立証趣旨
甲A 188	書籍『民法要義卷ノ 四』（抄本）	写し	1899年 4月13 日	梅謙次郎	明治民法起草者による法律 解説の内容。 同性間の婚姻について、外 国の法律中にはこれを無効と する規定が見られるが、婚姻 とは男女の関係を定めるもの であり、同性間の婚姻が無効 であるのは当然であるから、 明治民法にはその旨の規定を 設けなかったと説明されてい ること。
甲A 189	書籍『新撰精神病 学』（抄本）	写し	1906年 10月18 日	石田昇	明治民法が施行されていた 当時、医学上、同性愛等が病気 であるとされ、治療の対象と なるものとされていたこと。
甲A 190	書籍『児童教育講座 第三卷 児童の情 操とその教育』（抄 本）	写し	1936年 8月20 日	野上俊夫	明治民法が施行されていた 当時、教育上、同性愛等が不純 で変態的なものであり、注意 すべきものとされていたこと。
甲A 191	書籍『法律教科書親 族法』（抄本）	写し	1901年 9月19 日	牧野菊之助	明治民法下の学説におい て、相手方の性別に錯誤があ って同性間で婚姻した場合に は、婚姻意思がなく無効であ ると説かれたこと。
甲A 192	書籍『日本親族法 論』（抄本）	写し	1908年 9月1日	牧野菊之助	明治民法下の学説におい て、相手方の性別に錯誤があ って同性間で婚姻した場合に は、婚姻意思がなく無効であ ると説かれたこと。
甲A 193	論文「婚姻法概説」 穂積重遠・中川善之 助編『家族制度全集 法律篇1 婚姻』所 収（抄本）	写し	1937年 10月13 日	中川善之助	明治民法下の学説におい て、婚姻意思の内容は当該社会 の習俗的観念に従って決定 されるものとされ、同性間の 婚姻は、この意味における婚 姻意思を欠く無効な婚姻と見 られるべきものであると説か れたこと。
甲A 194	書籍『日本親族法』 （抄本）	写し	1942年 8月5日	中川善之助	明治民法下の学説におい て、同性間の婚姻は婚姻意思 を欠き無効であると説かれた こと。 同性間の婚姻を当然無効な いし不成立とする理論はヨー ロッパの教会法下の民法学説 によるものであると説かれて いること。

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」北海道訴訟（札幌地裁）・第4回期日（20191225）で提出された書面です。

号証	標目	原本 写し の別	作成 年月日	作成者	立証趣旨
甲A 195	書籍『新版家族法概論〔補訂版〕』（抄本）	写し	2005年 4月25 日	有地亨	ヨーロッパの教会法では、「聖句になれば婚姻なし」の原則から、同性婚のように無効とも有効ともなしえない婚姻について、無婚ないし不存婚として当然無効の婚姻とされていたとされること。 現行民法下の学説において、「同性婚が当該社会で社会的に承認されるならば、当然法的保護の対象になる」と説かれたこと。
甲A 196	書籍『相続法大意』（抄本）	写し	1917年 12月25 日	穂積重遠	明治民法下の学説において、婚姻は夫妻の共同生活を目的とするものであり、必ずしも子を得ることを目的とするものではないから、子がない者も婚姻から排除されず、老年者の婚姻も禁じられず、生殖不能が離婚又は婚姻の無効取消の原因とされていない旨が説かれたこと。
甲A 197	書籍『相続法』（抄本）	写し	1933年 3月15 日	穂積重遠	明治民法下の学説において、ヨーロッパの教会法で婚姻が男女の肉体的結合により適法完成婚となるものされていることについて、聖書の言葉からの付会であろうと説かれたこと。
甲A 198	論文「『法律上の婚姻』とは何か(2):日仏法の比較研究」北大法学論集62巻3号	写し	2011年 9月30 日	大島梨沙	ヨーロッパの教会法上、聖書の言葉から、男女の結合とモノガミー（二者間の結合）を前提に、男女が一体になるというのが婚姻の基本的な概念とされていることから、重婚は禁止され、同性間の婚姻はあり得ないものと解されていたことなど。

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」北海道訴訟（札幌地裁）・第4回期日（20191225）で提出された書面です。

号証	標目	原本 写し の別	作成 年月日	作成者	立証趣旨
甲A 199	書籍『日本親族法』 (抄本)	写し	1935年 7月15 日	谷口知平	明治民法下の学説において、婚姻は子孫を残すことのみが目的とされたものではなく、無子や生殖不能は離婚原因ないしは婚姻の無効や取消原因となされないと説かれたこと。 他方で、諸外国では、不能や遺伝的、伝染的疾患のないことを婚姻要件としている例も見られるところであり、我が国の民法は、種族保存、種族改良という観点から規定が不十分であって、将来の改正の必要があるなどと説かれたこと。
甲A 200	資料「新旧規定対照表（我妻榮編）」我妻榮編『戦後における民法改正の経過』所収	写し	1956年 3月25 日	我妻榮	明治民法と原告民法の定める婚姻の要件の異同。
甲A 201	書籍『実用法医学綱要』(抄本)	写し	1946年 5月30 日	小南又一郎	現憲法が制定された頃においても、医学上、同性愛等は病理であり異常なものであるとされていたこと。
甲A 202	書籍『心理学講座第8巻』(抄本)	写し	1953年 10月31 日	日本応用心理学会編	現憲法及び現行民法制定後も、医学上、同性愛等は病理であり異常なものであるとの認識が続いていたこと。
甲A 203	論文「異常性欲」井村恒郎ほか編『異常心理学講座第1部D第2』所収(抄本)	写し	1955年	加藤正明	現憲法及び現行民法制定後も、医学上、同性愛等は病理であり異常なものであるとの認識が続いていたこと。
甲A 204	論文「異常性欲」井村恒郎ほか編『異常心理学講座第四巻』所収(抄本)	写し	1967年	加藤正明	現憲法及び現行民法制定後も、医学上、同性愛等は病理であり異常なものであるとの認識が続いていたこと。
甲A 205	論文「同性愛の精神病理」臨床精神医学6巻1号	写し	1977年 1月	大熊文雄	現憲法及び現行民法制定後も、医学上、同性愛等は病理であり異常なものであるとの認識が続いていたこと。

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」北海道訴訟（札幌地裁）・第4回期日（20191225）で提出された書面です。

号証	標目	原本 写し の別	作成 年月日	作成者	立証趣旨
甲A 206	書籍『註解親族法』 (抄本)	写し	1950年 1月20 日	中川善之助監 修	現行民法下の学説において、婚姻意思とは、当事者に社会の習俗によって定まる夫婦たる身分を与え、また将来当事者間に生れ出ずる子に、社会の慣習によって定まる子たる身分を取得せしめようとする意思であるとされ、同性婚や科学的な産児制限を伴う友愛婚は婚姻意思を欠くものと説かれたこと。
甲A 207	書籍『親族法(上)』 (抄本)	写し	1958年 2月20 日	中川善之助	現行民法下において、中川善之助が、明治民法下と同様、同性間の婚姻は婚姻意思を欠き無効であると説いたこと。
甲A 208	書籍『親族法』(抄 本)	写し	1961年 4月10 日	我妻榮	現行民法下の学説において、婚姻意思とは、その社会で一般に夫婦関係と考えられているような男女の精神的・肉体的結合を成立させるという意思であり、同性間の婚姻はこの意味で婚姻ではないと説かれたこと。
甲A 209	書籍『注釈民法(20) 親族(1)』(抄本)	写し	1966年 11月30 日	青山道夫編	現行民法下の学説において、婚姻が男女の結合であることは婚姻の社会的本質からいって当然であるから、同性婚はもちろん成立しないと説かれたこと。
甲A 210	書籍『親族法逐条解 説』(抄本)	写し	1977年 9月20 日	中川淳	現行民法下の学説において、婚姻意思とは、社会観念上、婚姻的共同生活関係に入る意思をいうことから、同性婚は、社会観念上、婚姻意思の存在を肯定することはできないと説かれたこと。
甲A 211	ブルーボーイ事件 判決(東京地判昭和 44年2月15日 判例タイムズ23 3号231頁)	写し	1969年 6月15 日	判例タイムズ 社	同性愛等を異常性欲の一つとして判示した裁判例において、同性愛等を異常性欲とする当時の医学的知見が証拠とされたこと。

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」北海道訴訟（札幌地裁）・第4回期日（20191225）で提出された書面です。

号証	標目	原本写しの別	作成年月日	作成者	立証趣旨
甲A 212	民法の一部を改正する法律案要綱	写し	1996年 2月26日	法制審議会	1996年（平成8年）、法制審議会が法務大臣に対し、女性の婚姻適齢の引上げ、再婚禁止期間の短縮を内容に含む民法の一部を改正する法律案要綱を答申したこと。
甲A 213	書籍『同性愛と異性愛』（抄本）	写し	2010年 3月19日	風間孝・河口和也	我が国における同性愛者等が置かれてきた社会的地位及びその変遷等。
甲A 214	後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針（厚生省告示第二百十七号）	写し	1999年 10月4日	厚生大臣宮下創平	エイズ予防指針において、「性的指向の側面で配慮が必要な同性愛者」が特別の施策を必要とする個別施策層であると位置づけられた上で、個別施策層に対する偏見や差別の撤廃のための正しい知識の普及啓発を行うとともに、偏見や差別の撤廃に向けての具体的資料を作成することが重要であるとされたこと。
甲A 215	論文「文化論的にみた性のありかた」熊本悦明編『現代の性（からだの科学臨時増刊）』所収	写し	1981年 10月30日	小林司	同性愛を非病理化した欧米の医学的知見が1980年代頃から我が国にも紹介されるようになったこと。
甲A 216	論文「性行動の心理的異常」熊本悦明編『現代の性（からだの科学臨時増刊）』所収	写し	1981年 10月30日	宮本忠雄・平山正実	同性愛を非病理化した欧米の医学的知見が1980年代頃から我が国にも紹介されるようになったこと。
甲A 217	論文「LGBTと精神医学」精神科治療学31巻8号	写し	2016年 8月	針間克己	同性愛等と精神医学のかかわりの歴史等。今日の我が国において同性愛等は精神疾患であるとはみなされなくなったとされること。
甲A 218	書籍『現代臨床精神医学〔改訂第12版〕』	写し	2013年 3月19日	大熊輝雄原著・「現代臨床精神医学」第12版改訂委員会編	近時改訂された医学書（初版の出版は1980年）にもなお同性愛を異常性欲の一つとするような記述が見られること。
甲A 219	衆議院ウェブサイト「人権擁護法案」と題するページを印刷した文書	写し	2019年 11月19日（閲覧日）	衆議院	2002年（平成14年）に内閣が「性的指向」を含む事由を理由とする不当な差別的取扱いを禁止することなどを内容とする人権擁護法案を国会に提出したこと。



【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」北海道訴訟（札幌地裁）・第4回期日（20191225）で提出された書面です。

号証	標目	原本 写し の別	作成 年月日	作成者	立証趣旨
甲A 220	「日本のLGBT 30年史」BEYOND(特定非営利活動法人東京レイン ボープライド広報誌) 5号	写し	2019年	三橋順子ほか	同性愛等の性的少数者の視点から見た我が国における性的少数者の社会運動、文化等の歴史。
甲A 221	論文「私事と自己決定 結婚と離婚1 ——結婚の自由をめぐって」法学セミナー300号	写し	1980年 2月	山田卓生	1980年代の民法学説において、アメリカの同性婚に関する議論が紹介され、平等保護原則の観点からは、結婚の相手を選ぶ権利には性別を選ぶ権利も含まれることになり、結婚と生殖とは切りはなされることになることと説かれたこと。
甲A 222	論文「新・家族法事情 同性愛者の婚姻 [その2]」法学セミナー356号	写し	1984年 8月	石川稔	1980年代の民法学説において、同性婚の許否は社会制度としての婚姻という観点から目的解釈によって決せられるべきでものであり、同性愛者も一つの家族として把握され何らかの法的保護が与えられて然るべきだとも考えられると説かれたこと。
甲A 223	書籍『事実婚の現代的課題』（抄本）	写し	1990年 3月20 日	二宮周平	1990年代の民法学説において、同性カップルが異性愛でないこと及び法的な家族の枠組みに入らないことで二重の偏見にさらされていることなどが指摘され、同性カップルにも準婚的保護を否定すべきではないと説かれたこと。
甲A 224	論文「同性愛者間の婚姻は法的に可能か」法学セミナー476号	写し	1994年 8月	棚村政行	1980～1990年代の民法学説において、婚姻を社会的に夫婦と考えられる一男一女の終生にわたる精神的肉体的結合と見る見解に疑問を提起する見解が出てきたことが指摘されていること。
甲A 225	「わが国における同性愛者をめぐる家族法上の諸問題」法律論叢69巻3 =4=5号	写し	1997年 2月	星野茂	1990年代の民法学説において、婚姻と生殖との関係は必ずしも密接不可分であるとは言い得なくなっており、同性カップルの場合に当事者が同性であるということだけで婚姻意思はないと断ずる見解には疑問があると説かれたこと。

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」北海道訴訟（札幌地裁）・第4回期日（20191225）で提出された書面です。

号証	標目	原本 写し の別	作成 年月日	作成者	立証趣旨
甲A 226	書籍『親族法』（抄本）	写し	1997年 5月10 日	泉久雄	1990年代の民法学説においても、婚姻は男女の性結合であり、同性愛は婚姻ではないとする記述が見られること。 他方で、子の出生は婚姻に不可欠の目的ではなく、婚姻の本質である夫婦の結合は生殖（行為）がなくても可能であると説かれていること。
甲A 227	論文「日本国憲法からみる家族」法学セミナー増刊総合特集シリーズ31号	写し	1985年 10月	横田耕一	1980年代の憲法学説において、同性のペアが同居する家族についても、個人の尊厳と両性の本質的平等原則が貫徹している限り、両親と子からなる「伝統的家族」と同等に尊重擁護されなければならないと説かれたこと。
甲A 228	論文「同性愛をめぐる憲法問題」法学セミナー388号	写し	1987年 4月	内野正幸	1980年代の憲法学説において、同性愛者の婚姻について、「大多数の者は、ついていけないものと感じるであろう」などと説かれたこと。
甲A 229	第百五十九回国会衆議院憲法調査会基本的人権の保障に関する調査小委員会会議録第一号	写し	2004年 2月19 日	衆議院事務局	2004年（平成16年）2月19日開催の衆議院憲法調査会基本的人権の保障に関する調査小委員会において、内野正幸参考人が、憲法14条の命ずる形式的平等の要請の一つとして性的指向による差別の禁止を挙げ、同性婚の禁止を違憲としたアメリカ合衆国マサチューセッツ州最高裁判決を紹介した上で、我が国において憲法24条1項の「両性の合意」という文言を根拠に同性愛者の結婚は認められないとする解釈については議論のあるところであると指摘したこと。
甲A 230	府中青年の家事件控訴審判決（東京高裁平成9年9月16日判例タイムズ986号206頁）	写し	1999年 1月1日	判例タイムズ社	府中青年の家事件が「日本の社会において表面に出ることの少なかった同性愛者が自ら裁判上その権利を主張した事件としてマスコミにも取り上げられ話題になったものである」と評されていること。

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布及びWeb（ホームページ、ブログ、facebook等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」北海道訴訟（札幌地裁）・第4回期日（20191225）で提出された書面です。

号証	標目	原本 写し の別	作成 年月日	作成者	立証趣旨
甲A 231	書籍『ヒルガードの心理学[第16版]』（抄本）	写し	2015年 9月25 日	スーザン・ノーレン・ホークセマほか編・内田一成監訳	性的指向が自らの意思で変えることは困難とされる医学的、科学的根拠等。
甲A 232	金剛出版のウェブサイト「ヒルガードの心理学第16版」のページを印刷した文書	写し	2019年 11月21 日	株式会社金剛出版	『ヒルガードの心理学[第16版]』（甲A231）が9か国語で刊行され広く用いられている心理学の教科書であること。
甲A 233	書籍『マイヤーズ心理学』（抄本）	写し	2015年 4月21 日	デーヴィッド・マイヤーズ著・村上郁也訳	性的指向が自らの意思で変えることは困難とされる医学的、科学的根拠等。
甲A 234	東京大学のウェブサイト「UTokyo BiblioPlaza - マイヤーズ心理学」のページを印刷した文書	写し	2019年 11月21 日	東京大学（ウェブサイト開設者）、村上郁也（記事執筆者）	『マイヤーズ心理学』（甲A233）がアメリカ等の各国の大学で使用されている標準的な心理学の教科書であること。
甲A 235	論文「LGBTの生物学的基盤」精神科治療学31巻8号	写し	2016年 8月	坂口菊恵	性的指向が自らの意思で変えることは困難とされる医学的、科学的根拠等。
甲A 236	「平成17年版国民生活白書(子育て世代の意識と生活)」（抄本）	写し	2005年 8月	内閣府	法律婚に関する統計資料及びその調査分析の内容。
甲A 237	書籍『憲法判例と裁判官の視線』（抄本）	写し	2019年 10月10 日	千葉勝美	婚外子相続分差別違憲決定において引用された統計資料の内容等。
甲A 238	「平成25年版厚生労働白書(若者の意識を探る)」（抄本）	写し	2013年 9月	厚生労働省	法律婚に関する統計資料及びその調査分析の内容。
甲A 239	「平成30年版我が国の人口動態」（抄本）	写し	2018年 3月	厚生労働省	法律婚に関する統計資料及びその調査分析の内容。
甲A 240	「平成30年国民生活基礎調査の概況」（抄本）	写し	2019年 7月	厚生労働省	法律婚に関する統計資料及びその調査分析の内容。
甲A 241	「令和元年版少子化社会対策白書」（抄本）	写し	2019年 7月	内閣府	法律婚に関する統計資料及びその調査分析の内容。

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」北海道訴訟（札幌地裁）・第4回期日（20191225）で提出された書面です。

号証	標目	原本 写し の別	作成 年月日	作成者	立証趣旨
甲A 242 の1か ら7ま で	2019年版人口 統計資料集(国立社 会保障・人口問題研 究所ウェブサイト 掲載のExcelデー タを印刷した文書)	写し	2019年 11月25 日(ダ ウンロ ード 日)	国立社会保 障・人口問題 研究所	法律婚に関する統計資料の 内容。